


改正後(令和3年度以降)の配偶者控除および配偶者特別控除額表

町県民税

	配偶者の 合計所得金額		【参考】 配偶者が給与 収入のみの 場合対応する 収入金額	納税義務者(扶養する人)の合計所得金額 (給与収入のみの場合の対応する給与収入金額)			
				900万円以下 (1,095万円以下)	900万円超 950万円以下 (1,095万円超 1,145万円以下)	950万円超 1000万円以下 (1,145万円超 1,195万円以下)	1,000万円超 (1,195万円超)
				配偶者 控除	48万円 以下	配偶者が 70歳未満	1,030,000円以下
		配偶者が 70歳以上	1,030,000円以下	38万円	26万円	13万円	対 象 外
配 偶 者 特 別 控 除	48万円超 100万円以下	1,030,000円超 1,550,000円以下		33万円	22万円	11万円	対 象 外
	100万円超 105万円以下	1,550,000円超 1,600,000円以下		31万円	21万円	11万円	
	105万円超 110万円以下	1,600,000円超 1,667,999円以下		26万円	18万円	9万円	
	110万円超 115万円以下	1,667,999円超 1,751,999円以下		21万円	14万円	7万円	
	115万円超 120万円以下	1,751,999円超 1,831,999円以下		16万円	11万円	6万円	
	120万円超 125万円以下	1,831,999円超 1,903,999円以下		11万円	8万円	4万円	
	125万円超 130万円以下	1,903,999円超 1,971,999円以下		6万円	4万円	2万円	
	130万円超 133万円以下	1,971,999円超 2,015,999円以下		3万円	2万円	1万円	
133万円超	2,015,999円超		対 象 外				

 … 同一生計配偶者

同一生計配偶者…納税義務者と生計を一にする配偶者（事業専従者を除く）で、合計所得金額が48万円以下の人（納税義務者の合計所得金額にかかわらず）

控除対象配偶者…同一生計配偶者のうち、合計所得金額が1,000万円以下（給与収入1,195万円以下）である納税義務者の配偶者

改正後(令和2年分以降)の配偶者控除および配偶者特別控除額表

所得税

	配偶者の 合計所得金額		【参考】 配偶者が給与 収入のみの 場合対応する 収入金額	納税義務者(扶養する人)の合計所得金額 (給与収入のみの場合の対応する給与収入金額)			
				900万円以下 (1,095万円以下)	900万円超 950万円以下 (1,095万円超 1,145万円以下)	950万円超 1000万円以下 (1,145万円超 1,195万円以下)	1,000万円超 (1,195万円超)
				配偶者 控除	48万円 以下	配偶者が 70歳未満	1,030,000円以下
		配偶者が 70歳以上	1,030,000円以下	48万円	32万円	16万円	対 象 外
配 偶 者 特 別 控 除	48万円超 95万円以下	1,030,000円超 1,500,000円以下	38万円	26万円	13万円	対 象 外	
	95万円超 100万円以下	1,500,000円超 1,550,000円以下	36万円	24万円	12万円		
	100万円超 105万円以下	1,550,000円超 1,600,000円以下	31万円	21万円	11万円		
	105万円超 110万円以下	1,600,000円超 1,667,999円以下	26万円	18万円	9万円		
	110万円超 115万円以下	1,667,999円超 1,751,999円以下	21万円	14万円	7万円		
	115万円超 120万円以下	1,751,999円超 1,831,999円以下	16万円	11万円	6万円		
	120万円超 125万円以下	1,831,999円超 1,903,999円以下	11万円	8万円	4万円		
	125万円超 130万円以下	1,903,999円超 1,971,999円以下	6万円	4万円	2万円		
	130万円超 133万円以下	1,971,999円超 2,015,999円以下	3万円	2万円	1万円		
133万円超	2,015,999円超	対 象 外					



… 同一生計配偶者

配偶者控除 配偶者特別控除の要件(その年の12月31日現在で下記の要件に全てあてはまること)

- ①民法上の規定による配偶者であること(内縁関係の人は該当しません)。
- ②納税義務者と生計を一にしていること。
- ③所得要件及び控除額は表のとおり。
- ④配偶者、納税義務者に分離譲渡所得がある場合は、特別控除前の金額で判定する。
- ⑤青色申告者の事業専従者として、その年を通して一度も専従者給与の支払を受けていないこと。
又は白色申告者の事業専従者でないこと。